横浜市における障害児・者の歯科医療に関する実態調査

（障害児・者施設）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 回答者 | | |
| 役職 | 職種 | 氏名 |
|  |  |  |  |

チェックボックスに✔をしてご回答ください。

問1 提供しているサービス（複数回答可）

(1)  生活介護

(2)  療養介護

(3)  施設入所支援

(4)  自立訓練（機能訓練・生活訓練）

(5)  宿泊型自立訓練

(6)  就労移行支援

(7)  就労定着支援

(8)  就労継続支援（A型・B型）

(9)  共同生活援助、グループホーム

(10) 自立生活援助

(11)  地域活動支援センター

(12)  精神障害者生活支援センター

(13)  障害児入所施設（医療型・福祉型）

(14)  障害児通所支援

問2 所在地

　 (1)鶴見区 　(2)神奈川区　(3)西区　(4)中区　(5)南区　(6)港南区　(7)保土ケ谷区　(8)旭区　(9)磯子区　(10)金沢区　(11)港北区　(12)緑区　(13)青葉区　(14)都筑区　(15)戸塚区　(16)栄区(17)泉区　(18)瀬谷区

問3 利用者の歯・口腔ケアの状況（該当するもの全てに回答）

　（1）歯科健診（口腔ケア、歯科保健指導等）を実施していますか

実施頻度：①年1回　②年2回（半年に1回）　③ 3か月に1回程度　④その他

　　　　 　　　　⑤歯科健診はしていない

　（2）歯科健診の対象者

　　　①入所者全員　②入所時に選別　③入所後の状況に応じて判断　④通所者全員

　⑤通所サービス開始時に選別　　⑥通所サービス開始後の状況に応じて判断

　⑦その他（　　　　　　　　　　　）

　（3）歯科健診の実施者（複数回答）

　　　①歯科医師　②歯科衛生士　③医師　④看護師　⑤リハ職員　⑥介護職員

　　　⑦（管理）栄養士　⑧その他（　　　　　　　　　　　）

　（4）日々の口腔ケア、指導の実施者（複数回答）

　　　①歯科医師　②歯科衛生士　③医師　④看護師　⑤リハ職員　⑥介護職員

　　　⑦（管理）栄養士　⑧その他（　　　　　　　　　　　）

問4 歯科受診が必要となった場合の対応

　（1）嘱託歯科医師が対応する

　（2）連携歯科医療機関を受診させる

　（3）連携歯科医療機関の往診を受ける

　（4）本人の「かかりつけ歯科医」を受診させる

　（5）本人（家族）の意向を聞き、歯科医療機関を選定する

　（6）本人（家族）の判断に任せる

　（7）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問5 口腔ケア、歯科受診に当たっての要望（自由記載）

問6 食事、食べる機能（摂食嚥下機能）支援の状況

　（1）食事提供の状況（通所施設のみ）

　　　①昼食　②おやつ　③提供していない　④その他（　　　　　　　　　　　）

　（2）食事介助に関しての課題（自由記載）

　（3）摂食嚥下機能のための指導・訓練を実施していますか

　　　①している　②していない

　（4）摂食嚥下機能のための指導・訓練を実施している職種（複数回答）

　　　①歯科医師　②歯科衛生士　③医師　④看護師　⑤リハ職員　⑥介護職員

　　　⑦（管理）栄養士　⑧その他（　　　　　　　　　　　）

問7 食事、食べる機能（摂食嚥下機能）支援を進める上での要望（自由記載）

問8 障害児・者の歯科医療については、県歯科医師会が一次〜三次までの医療機関を指定し、連携体制を構築していますが、ご存知ですか（一次医療機関は市内75か所）

　（1）知っている

　（2）知らない

問9 横浜市歯科医師会では身近な「心身障害児・者歯科診療事業協力医療機関」を指定していますが、ご存知ですか（市内218か所）

　（1）知っており、連携したことがある

　（2）知っているが、連携したことはない

　（3）知らない

問10 利用者の歯科保健医療・口腔ケアで困った際の相談先（複数回答）

　（1）嘱託歯科医師（連携歯科医療機関）

　（2）嘱託歯科医師以外の連携歯科医療機関

　（3）高次歯科医療機関

　（4）横浜市歯科保健医療センター（相談窓口）

　（5）その他（　　　　　　　　　　　　　　）

問11 利用者の歯科保健医療・口腔ケアを推進するための要望（自由記載）

**【参考】神奈川県歯科医師会障害者歯科医療システム**

神奈川県歯科医師会では、知的・精神的・身体的な障がいや疾病があるために、安全に歯科診療を受けられない方を対象に、一次～三次に分けて歯科医療に対応しています。

一次医療　通常の歯科診療所の人員と装備で対応できる医療（横浜市内75か所）

二次医療　集約された人員と装備とやや高次の内容を持つ医療（横浜市内1か所＝準二次）

三次医療　専門的で包括的な内容を必要とする医療(全身麻酔下治療を含む)（横浜市内3か所）